

Title	藤原有国伝の再検討
Sub Title	A re-examination of Dr. Imai's biographical study on Fujiwara no Arikuni
Author	佐藤, 道生 (Sato, Michio)
Publisher	慶應義塾中国文学会
Publication year	2017
Jtitle	慶應義塾中国文学会報 (Bulletin of The Keio Sinological Society). No.1 (2017.) ,p.120- 135
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA12810295-20170331-0120

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

藤原有国伝の再検討

佐藤道生

はじめに

藤原有国ふじわらのありくにの名を聞いて、ああ、あの人物かと思ひ当たたる中国文学の専門家は少ないだろう。国文学の研究者でも、せいぜい平安中期、摂政関白の藤原兼家かねいえ・道長みちなが父子を支えた中級官人くらしいの認識ではなからうか。しかし、日本漢学の分野ではかなりの重要人物である。有国は大学寮の紀伝道で菅原文時に学び、後に儒家すけわらのふみとき（代々儒者を出す家系）を成す北家日野流の基盤を築いた立役者なのである。また彼自身詩を能くし、平安中期の総集『本朝麗藻』の代表的詩人であり、別集『勘解由相公集』二卷（散佚）があった。その有国の伝記研究としては、今井源衛氏の「勘解由相公藤原有国伝——一家司層文人の生涯」（『今井源衛著作集』第八卷、二〇〇五年。初出は一九七四年）が備わっている。これはまさに有国伝の決定版と言ふべき業績であつて、発表されてからすでに四十年を経ているが、今以てこれを超えるものは現れていない。それほど完璧な伝記研究だが、修正すべき点も僅かながら見出される。その一つが『朝野群載』巻九所収の、有国が参議を望んだ申文もうしふみの執筆・提出時期である。本稿はこの問題に就き、検討を加えるものである。

一、有国の生涯

問題の申文の検討に入る前に、有国の生涯を簡単に見ておくことにしよう。有国はもとと在国と名乗っていたが、それを長徳二年（九九六）正月に有国に改名している。以下の記述では、それに従って、改名以前は在国の表記を用いることにする。

在国は北家藤原氏内磨流、正五位下太宰少貳藤原輔道の男として天慶六年（九四三）に生まれた。母は近江守源俊の女、父輔道が周防・隱岐・薩摩・豊前などの国守を歴任していることから分かるように、在国は典型的な受領階層の家系に生を受けた。このような家柄では位階はおおむね五位止まりである。しかし祖父繁時・曾祖父弘蔭が受領生活に明け暮れる一方で、ともに大学頭に任じられていることは注意されて良い。これは在国の家系に学問と実務とを重んじる家風が醸成されていたことを物語っている。彼が大学寮の紀伝道に入学したことは極めて自然な流れであったように思われる。大学では菅原文時を師とした。同門には慶滋保胤、高岳相如、林相門らがいる。この中では慶滋保胤が最も知られた存在である。保胤は僧俗から成る浄土教信仰の結社「勸学会」を創始し、我が国最初の往生伝『日本往生極楽記』を著したことで名高い。また、その「池亭記」（『本朝文粹』卷十二）は住居論として後世に多大な影響を及ぼした。保胤はたんなる儒者の粹に収まることのない、平安中期を代表する知識人であった。在国はその保胤とほぼ同年齢であり、若い頃は保胤に対して熾烈な競争心を燃やしていたようである（『江談抄』卷五・61）。

大学寮に入学した学生は、省試に及第して文章生になると、地方官に任官する道が開かれる。また文章生から更に進んで文章得業生になり対策に及第すると、専門職の儒者になる道が開かれる。在国がそのどちらの道を選んだかは定かではない。主要な家系図を集成した『尊卑分脈』には有国に、対策に及第したことを示す「策」「冊」の注記が付されているが、そのことを証する史料は見当たらない。恐らく対策には至らず、文章生から任官したのではないかと思われる。

在国は任官後、貞元二年（九七七）正月七日に叙爵して後、石見守・越後守を歴任した。父祖と同じく受領の道を進み始めたかに見える。しかし寛和二年（九八六）六月二十三日の一条天皇即位とともに在国に転機が訪れる。彼は

天皇の即位と同時に昇殿を許され、それ以後、同年八月十三日左少弁、十一月二十三日藏人、永延元年（九八七）七月十一日右中弁、十一月十一日左中弁、永祚元年（九八九）四月五日右大弁、正暦元年（九九〇）五月十四日藏人頭と、京官としてめざましい昇進を遂げるのである。位階は正四位下となった。ここには在国が家司けいしとして仕えた摂政藤原兼家の意向が働いていたことが窺われる。『栄花物語』卷三に兼家が常々「有国・惟仲をば左右の御眼と仰せられ」ていたとあるのは、兼家が在国を高く買っていたことを示す何よりの証拠である。

右大弁で藏人頭を兼ねた四十八歳の在国は、念願の参議任官まで今一步のところまで来た。ところが、正暦元年七月二日、後ろ盾であった兼家が没し、実権が嫡男の道隆に移ると、状況は一変する。道兼（道隆弟）寄りであった在国は道隆に疎まれ、八月三十日には従三位を与えられる代わりに右大弁・藏人頭から引きずり下ろされてしまう。付帯する官職は勘解由長官のみである。これで参議への道は全く閉ざされてしまった。失意に沈む在国に、道隆は容赦なく止めの太刀を振り下ろす。同年十月十日大膳大属の秦有時が何者かに殺害されるという事件が起き、在国は殺害を企んだことを理由に翌二年二月二日、官職・位階を止められたのである。

完全に息の根を止められた感のある、その在国がしぶとく息を吹き返すのは、それから一年半ほど後のことである。まず正暦三年八月二十二日、従三位に復し、次いで同五年八月八日、勘解由長官に復することができたのである。その背後に、在国の妻で一条天皇の乳母めのとであった橋徳子（橋仲遠女。後に橋三位と呼ばれる）による天皇への働きかけを想定するのは作家の永井路子氏である（『この世をば』「離洛帖」、新潮社、一九八四年）。傾聴すべき説である。また在国が一条即位後に異例の昇進を遂げたのも、兼家の恩顧に加えて、妻の援助があつたことであると永井氏は見とおられるようである。

在国はもとの官位に復してからも、しばらく雌伏の時を過ごさざるを得なかったが、意外にも早く好転の機会は訪れた。長徳元年（九九五）四月十日、関白藤原道隆が薨じたのである。関白は弟の道兼に移ったが、その道兼も五月八日に薨じた。そこで末弟の道長と道隆嫡男の伊周との対立になったが、道長姉の詮子（一条天皇母）の支援によって、道長が六月十一日内覧の宣旨を蒙り、十九日には右大臣・氏長者となり、名実ともに政権を掌握したのである。在国はその直後の十月十五日、太宰大弐に任じられ、翌年正月有国に改名、閏七月二十日には正三位に叙せられた。

太宰大貳は地方官の中で最も顕要な官職である。道長は父兼家と同じく在国の実務能力を高く評価してこれに抜擢したのである。八月七日、道長は有国のために自邸で盛大な饗宴を催している。道長の有国に対する信頼度の深さが窺われる。恐らく有国はこの時すでに道長の家司となっていたのであろう。

有国は長保三年（一〇〇二）正月まで太宰大貳の任にあり（長保元年には彈正大弼を兼ねた）、その間、出来した二つの難題をそつなく乗り切り、道長の期待に応えた。難題の一つは、長徳二年十二月から翌年十二月まで、大宰府に権帥として左降した藤原伊周を監視することであり、もう一つは長徳三年から四年にかけて起きた高麗の入寇に対処することであった。

長保三年二月に帰洛した有国は、大宰府に於ける功績が評価されたのであろう、十月三日参議に任じられ、十日従二位に昇った。時に五十九歳。これ以後、有国の人生は藤原道長の庇護下にあつて、それまでと打って変わって極めて穏やかなものとなった。長保四年伊予権守を兼ね、翌年再び勘解由長官、寛弘五年（一〇〇八）播磨権守、同七年修理大夫となり、薨じたのは寛弘八年七月十一日、享年六十九歳であった。

二、参議申文

有国の生涯を見渡したところで、問題の申文がいつ書かれたのか、その執筆時期の検討に入ろう。

申文の末尾には「長保元年六月二十四日」と提出年時が記載されている。今井氏はその年時に従って論を進めている。今井氏の論文の該当箇所を次に引用しよう。

同年（長保元年）六月二十四日に、有国は参議に任じてほしい旨の申請書を提出している（朝野群載九、功劳）。その趣旨の大体は、年来、大弁・藏人頭・勘解由長官等の重職を歴任した功に鑑みれば、前例に徴しても参議に列するのは当然というのであるが、文中、自己の履歴を述べた箇所に、

（申文を部分的に引用する。省略）

という。一条天皇降誕以来今日まで孜々として朝廷に仕え、ために大入道兼家に取り立てられたこと、また道隆の代に至って、官位を削られる憂き目を見たが、再び晴天白日の身となって朝廷に仕え得る喜びを述べたものである。この内容において、かなりはつきりと、中関白一門に対し非難を加える趣のあるのは、中関白家にとっては敵である道長の心証に阿附する効果をもつことは明らかである。 (中略)

右の参議叙任の申請書が提出された直後、七月二六日に有国は道長のもとに松浦海でとれた九穴の蛇を贈っており (権記)、同月三〇日には道長のもとへその消息が届いた (関白記)。有国が参議となったのは、それより約二年後のことである。もともと家司であつてみれば、主人に蛇を送るくらいは当然とも見えるが、獵官運動とまきり無関係とも思えまい。

今井氏は、申文が天皇に奉る形式を取つていながらも、實質的には道長に働きかけた内容を持つてゐることと、申文の日付の直後の時期に道長に対して贈答品が送られ、書状も届けられていることとの間には密接な関係があり、これらを一連の獵官運動と捉えることができることと述べている。今井氏の考証には説得力があるが、しかし、申文の日付と有国の官署との間に齟齬のあることは、見過ごすことができない。次に申文の全文を、段落に区切つて掲げよう。本文は東山御文庫蔵本を底本として、諸本によつて校訂した。

勘解由長官従三位藤原朝臣在国誠惶誠恐謹言

請特蒙 鴻慈依大弁藏人頭勘解由長官勞任参議狀

右謹檢案内、公卿之選、其望有限。大弁藏人頭、待次登用。左近中将有年勞者、間以拔任。良史之歷五箇国、功績合格、式部大輔為帝師者、同亦拜除。是即累聖之勝躅、百王之通規也。是以不歷其職、不応其選。在国謬以是愚質、歷此頭要。右大弁藏人頭勘解由長官春宮亮、共是一時之官職也。聖上從降誕之日、及儲式之朝、久為本院之別当、多勳巨細之雜事。仏神祈禱、勤行超倫。近則朝家被賽度々神所行事等御願、蒙入道大相国教旨、二箇夜間、為恐外池、洛東河水、夜半祈請。相国深知愚忠、多加賞進。指天盟神、自有証知。若藏人頭必當其仁、在国豈非当朝之藏人頭乎。

若以弁勞成其望、在国豈非明時之右大弁乎。位者是造作行事之賞、似恩如罰。」(第一段)

重檢先例、藏人頭之叙三位者、濟時卿超次任參議。勘解由長官之有勤節者、常嗣卿年中任參議。大弁之削官爵者、正躬王更亦任參議。方今返三五之朝、拳二八之臣。在国縱雖旧弊、陛下豈忘遺焉於暫時。在国縱雖惰倦、陛下盍有絶纓於暗夜。漢高帝之至聖、厚賞沛中之故老、唐太宗之最賢、猶愍床上的病臣。」(第二段)

加以入道大相国者、以外祖之重寄、擬三宮之嚴儀。先朱雀院御時、朝忠卿天曆六年抽拜參議。先大皇太后宮御時、兼忠卿天慶八年超登八座。彼皆無本官之可拘、只依憐木幡之新勤也。円融院御時、輔正卿因准此例、殊叙三位。在国、法興院中、空漱紅淚於秋雨、木幡山下、独戴白骨於曉雲。其後、旬日未改、雨露忽乾。初解兩龜而留一官、後為庶人而削三品。纔復官位、天独所祐也。何況瘴煙適霽、再望聖日之光、死灰更燃、幸逢仁風之扇。望請天慈曲賜優恤、殊交朝議之預參、試勵晚節之忠節。在国誠惶誠恐謹言。」(第三段)

長保元年六月廿四日、前勘解由長官從三位藤原朝臣在国

申文では、日付が長保元年六月二十四日であるのに対して、署名は勘解由長官從三位藤原朝臣在国となっている。在国が長徳二年正月に有国に改名したことは先に述べた。改名は長保元年を遡る三年前のことである。したがって、長保元年の時点では有国と表記されていなければならない。しかし申文では名前の出てくる九箇所全てに「在国」と表記されている。これはおかしい。尚且つ、長保元年当時の有国の官職は太宰大式・彈正大弼であるにも拘わらず、申文には「勘解由長官」と記されている。これも不審である。つまり、日付か官署か、そのどちらか一方に誤りがあると考えられるのである。

三、申文の読解

そこで、この問題を解き明かすために、当の申文を読解することにした。まず第一段を訓み下して掲げる。

勘解由長官從三位藤原朝臣在国誠惶誠恐謹言

特に鴻慈を蒙り、大弁藏人頭勘解由長官の勞に依りて參議に任せむと請ふ状

右、謹んで案内を檢ふるに、公卿の選は、其の望み限り有り。大弁藏人頭は、次いでを待ちて登用す。左近中将の年勞有る者は、間ま以つて拔任す。良吏の五箇国を歴て、功績合格するもの、式部大輔の帝師為る者も、同じく亦た拜除す。是れ即ち累聖の勝躡、百王の通規なり。是を以つて其の職を歷ずんば、其の選に應ぜず。在国、謬りて是の恩質を以つて、此の顕要を歴たり。右大弁藏人頭勘解由長官春宮亮、共に是れ一時の官職なり。聖上、降誕の日より、儲式の朝に及ぶまで、久しく本院の別当と為りて、多く巨細の雜事を勤む。仏神の祈禱、勤行倫とまがらを超えたり。近くは則ち朝家、度々神所行事等の御願に賽せらるるとき、入道大相国の教旨を蒙り、二箇夜の間、外池、洛東の河水を恐れむが為めに、夜半祈請す。相国、深く愚忠を知り、多く賞進を加ふ。天を指し神に盟ちかへば、自ら証知有らむ。若し藏人頭必ず其の仁に当たれば、在国豈に当朝の藏人頭に非ずや。若し弁の勞を以つて其の望みを成さば、在国豈に明時の右大弁に非ずや。位くらなる者は是れ造作行事の賞、恩に似たり罰の如し。

この段で在国は、おおよそ次のようなことを述べている。先例を調べてみると、參議には①大弁・藏人頭から成るルート、②近衛中将からのルート、③五カ国の国守を経た者からのルート、④式部大輔で天皇の侍読となった者から成るルートがある。在国の場合、①に該当する。在国は一条天皇に幼少時から仕えて、とくに天皇のために仏神に対する祈禱勤行を行なうことにかけては誰にも負けなかった。例えば一条天皇の行幸に際して行事弁を勤め、道中の無事を祈った。その功で右大弁となり、そのうち藏人頭も兼ね、參議への道が開かれようとしたが、(政権が藤原兼家から藤原道隆に移ると)從三位を与えられ、右大弁・藏人頭を辞することを余儀なくされ、結局參議に昇進する道が閉ざされてしまった。以上が第一段の大意である。

この段で難解なのは二箇所の傍線部である。傍線部(a)は、永祚元年(九八九)三月二十二日・二十三日の春日社行幸の時のことを指すものと思われる。その時のことは藤原実資さねすけの日記『小右記』に詳しい記事があり、その永祚元年三月二十二日条には次のようにある。

今日春日行幸。卯時参内。先是右大臣・源中納言・修理大夫候陣。自今晓天霽雲収、神感掲焉。辰一点（陰陽家扱申卯時云々）乘輿（皇太后同輿）、経日華・宜陽門、更自中隔座承明門前、出給自宜秋・藻壁門。自大宮大路南行。更東折、経二条・朱雀等大路、到給美豆頓宮（午刻）。桂河・淀等浮橋（諸国所造）、自御舟渡給。御輿居舟、々上敷板、供御膳。公卿及諸司就食。午終乘輿起頓宮。於奈良坂中、所司執燎。……戌三刻着給社頭御在所（着到殿）……

一条天皇は都を出て奈良に南下するに当たって、まず桂川・淀に急遽作り設けた浮橋を御輿で渡った（傍線部）とある。つまり申文傍線部（a）に「二箇夜の間、外池、洛東の河水を恐れむが為めに、夜半祈請す」とあるのは、天皇が浮橋を無事に渡ることができるよう在国が祈ったことを言っているのである。

傍線部（b）は、恐らく正暦元年（九九〇）八月三十日に従三位に加階されたことを指すものと思われる。在国としては、右大弁・藏人頭から参議昇進を狙っていたのに、兼家が没して摂政が道隆に移った途端、従三位を与えられ、無理矢理右大弁・藏人頭から引きずり下ろされたのである。『小右記』正暦元年八月三十日条の除目の記事には「右大弁在国叙三品。（右大弁在国、三品に叙す）」とあるところに、「頗有辞申。而強以被叙、被放右大弁及所職等也。（頗る辞し申すこと有り。而れども強ちに叙せられ、右大弁及び所職等を放たるるなり）」と注記があり、この叙位が在国の本意でなかったことが知られる。在国が道兼寄りであったことは、『栄花物語』さまざまのよろこびに「有国は粟田殿（道兼）の御方にしばしば参りなどしければ、摂政殿（道隆）、心よからぬさまにおほしのたまはせけり」とあるとおりで、従三位を与えて参議に昇進できないようにしたのは、明らかに道隆の策略である。在国が「恩に似たり、罰の如し」と言ったのは、従三位に加階される一方で、参議昇進の可能性を打ち碎かれたことを意味しているのである。次に申文の第二段を掲げよう。

重ねて先例を檢ふるに、藏人頭の三位に叙する者、なり濟時卿次いでを超えて参議に任ず。勘解由長官の勤節有る者、常嗣卿年中に参議に任ず。大弁の官爵を削る者、まさみわう正躬王更めて亦た参議に任ず。方に今、三五の朝に返り、二八の臣を拵ぐ。在国、縦ひ旧弊なりと雖も、陛下豈に遺寫を暫時に忘れむ。在国、縦ひ惰倦なりと雖も、陛下盍ぞ絶纓を暗

夜に宥さざる。漢の高帝の至つて聖なるや、厚く沛中の故老を賞す、唐の太宗の最も賢なるや、猶ほ床上の病臣を愍れむ。

第二段では、さらに先例を調べてみると、在国のように藏人頭で従三位に叙された者、勘解由長官で勤勉の者、大弁でいったん官位を剥奪された者も参議に昇進した事例がある。在国がすでに役に立たない老いぼれであっても、天皇に幼少時から親しくお仕えしたことを忘れないで欲しい。また過去に犯した過ち（正暦二年二月の奏有時殺害の事に坐して官位を剥奪されたことを指すか）を許して欲しい、と述べている。右大弁・藏人頭から退いた者でも、或いは勘解由長官にある者でも参議になった先例があることを引き、また一条天皇の側近であつたことを強調して、参議昇進を訴えたのである。

最後に第三段を掲げよう。

加以、入道大相国は、外祖の重寄を以つて、三宮の嚴儀に擬す。先の朱雀院御時、朝忠卿天曆六年抽きて参議を拜す。先の大皇太后宮御時、兼忠卿天慶八年超えて八座に登る。彼れ皆な本官の拘はる可き無し、只だ木幡こはたの新勤を憐れむに依りてなり。円融院御時、輔正卿此の例に因准して、殊に三位に叙す。在国、法興院中、空しく紅涙を秋雨に漱ぐ、木幡山下、独り白骨を暎雲に戴く。其の後、旬日未だ改まらざるに、雨露忽ちに乾く。初め兩亀を解きて一官を留む、後に庶人と為して三品を削る。纔かに官位を復するは、天の独り枯くる所なり。何に沈むや瘴煙適たま霽れ、再び聖日の光を望む、死灰更に燃え、幸いに仁風の扇ぐに逢ふ。望み請ふらくは天慈曲けて優恤を賜ひ、殊に朝議の預参に交はり、試みに晩節の忠節を励まさむことを。在国誠惶誠恐謹言。

長保元年六月廿四日、前勘解由長官従三位藤原朝臣在国

第三段では、かつて朱雀院、太皇太后宮（村上母后、藤原穩子）が崩じたとき、葬送の行事に献身的に奉仕したというだけの理由で参議に昇進した者がいた。准三宮の待遇を受けた藤原兼家が薨じたときに在国は葬送・法要に奉仕

したのであるから、その先例に適合して参議になる資格がある。兼家が没して藤原道隆が政権を掌握すると、在国は官位を剥奪されるという憂き目に遇ったけれども、このたび天皇の配慮によって元の官位に復帰することができた。そこで天皇の慈悲にすぎり、参議となつて最後の奉公に励みたいと思う、とこれまでとは別の角度から在国に参議となる資格のあることを述べて申文を結んでいる。

四、申文の執筆・提出時期

それでは、右に見た申文の内容を踏まえて、その執筆・提出時期を考えてみよう。申文中に見られる最も新しい記事は第三段の傍線部である。ここには、兼家の死を境として、在国の境遇が一変し、官職・位階をいったん失つて、それがまた復活するまでの間のことが記されている。「纔かに官位を復す」（やつとのことで元の官職・位階に復帰した）とあるのが最下限を示す文言である。元の官位とは、勘解由長官・従三位を指す。従三位に復したのが正暦三年八月二十三日、勘解由長官に復したのがその二年後の正暦五年八月八日である。ところが、申文にはその翌年十月に太宰大弼になったこと、さらに長保元年閏三月に彈正大弼になったことは一言も触れられていない。とすれば、この申文は勘解由長官に復帰した正暦五年八月から、太宰大弼に任じられた長徳元年十月までの間に提出されたと考えるのが妥当ではなからうか。ここで、最初に提起した「申文の日付が官署か、そのどちらかに誤りがある」という問題に答えが出たように思う。「勘解由長官従三位」という官署が正しく、「長保元年六月二十四日」という日付に誤りがあるのである。

さらに執筆・提出時期を絞り込めないだろうか。在国が藤原道兼と緊密だったために、藤原道隆から疎まれたことは先に述べた。その道隆が没したのは長徳元年四月十日である。道隆との関係が良好でなかったことから推測して、在国が参議申文を道隆存命中に提出することは考えにくいのではないかと思われる。とすれば、申文の提出は長徳元年四月以降ということになる。そして、在国が後に道長の家司となったことを勘案すれば、道長が内覧官旨を蒙り、右大臣・氏長者となった直後の長徳元年六月が申文提出のタイミングとして相応しいのではなからうか。ここでは、

「六月二十四日」という日付には誤りがないものと見て、長徳元年六月二十四日の提出とするのが穩当ではなからうか。「朝野群載」卷九所収、在国の参議申文は長保元年ではなく、長徳元年に執筆されたと思なすべきであるというのが本稿の結論である。

最後に、この年時の誤りが生じた原因について触れておきたい。私は嘗て『朝野群載』卷十三所収の申文を取り上げて、その文中に史実に反する記載が見られ、それが『朝野群載』の編者である三善為康による意図的な本文改変であることを指摘したことがある。³しかし、今回取り上げた参議申文に見られる不審箇所は、そのような編者による本文改変であるとは考えにくい。本来「長徳元年」とあった記載が『朝野群載』の転写過程のある段階で「長保元年」に誤写され「徳」と「保」とは草書に崩すと、非常によく似ている）、それが正されないまま伝写されていったと考えしておくことにしたい。

注

(1) 有国の息男の内、広業（母は藤原義友女）・資業（母は橘三位）の二人が対策に及第して儒者となり、それぞれの家系が儒家を成した。広業の家系を大福寺流、資業の家系を日野流と称する。藤原氏北家大福寺流・日野流は儒家の中では最も家格が高かった。平安時代中期以降、大江・菅原・藤原氏南家・藤原氏式家などの他家の儒者が押し並べて四位止まりであったのに対して、大福寺流・日野流の出身者からは参議或いは中納言に昇る者が輩出し、議政官としての実務能力を発揮した。学問上は、白居易の『新楽府』を始めとする諷諭詩を天皇に進講する役目を果たしたことで知られる。大福寺流は室町時代初めに途絶えたようだが、日野流は江戸時代末まで儒家として存続した。

(2) 私に語釈・現代語訳を施す。

○大弁藏人頭、待次登用 藏人頭から参議に任じられた直近の例としては藤原懷忠（永延三年七月十三日任）・藤原実資（永延三年二月二十三日任）・藤原道頼（永祚二年五月十三日任）・藤原伊周（正暦二年正月二十六日任）・藤原公任（正暦三年八月二十八日任）などがあり、右大弁から参議に任じられた例として平惟仲（正暦三年八月二十八日任）がある。○待次 任官の順番が廻ってくるのを待つ。（荀子卷五、王制）請問為政。曰、賢能不待次而举、罷不能不待須而斃。（楊倞註）不以官之次序、若傳說起於版築為相也。須、須臾也。（政を為すことを請ひ問ふ。曰はく、賢能は次いでを待たずして

挙げ、罷不能は須を待たずして廢す。(楊偉註)官の次序を以つてせず。傳説の版築に起ちて相と為るが若きなり。須は須臾なり。○良吏之歴五箇国、功績合格 藤原元名は能登守・備後守・伊予守・大和守・丹波守・山城守・太宰大貳を歴任して天徳二年(九五八)閏七月二十八日任參議。藤原守義は和泉守・阿波守・伊予守・越前守・丹波守・伊予守・播磨守を歴任して天祿三年(九七二)十一月二十七日任參議。○式部大輔為帝師者、同亦拜除 式部大輔菅原輔正は長徳二年(九九六)四月二十四日任參議。「帝師」は天皇の侍読となつた者を言う。輔正は師貞親王(後の花山天皇)の読書始の侍読。〔文選 卷三十六、為宋公修張良廟教、傅亮〕風雲玄感、蔚為帝師。(風雲玄感し、蔚として帝の師と為る。)○累聖 歴代の聖天子。(尚書、顧命)王曰、昔君王武王宣重光、奠麗陳教則肆。(孔伝)言昔先君文武、布重光累聖之徳、定天命、施陳教、則勤勞。(王曰はく、昔の君の文王武王、重光を宣き、奠めて教へを麗し陳ねて則ち肆む。(孔伝)言ふころは、昔先君の文武、重光累聖の徳を布き、天命を定め、教へを施し陳ね、則ち勤勞す。)○儲貳 儲嗣に同じ。天皇の位を継ぐこと。○本院 東三条院詮子(一条天皇の母)のことか。○超倫 仲間より抜きん出ている。(文選 卷五十八、陳太丘碑文、蔡邕)穎川郡陳君、絶世超倫、大位未躋。(穎川郡の陳君、世に絶れ倫を超えたれども、大位未だ躋らず。)○盟神(日本書紀、允恭天皇四年九月戊申(二十八日)条)詔曰、故諸氏姓人等、沐浴齋戒、各為盟神探湯。(故、諸の氏姓の人等、沐浴齋戒して、各おの盟神探湯為よ。)○似恩如罰(本朝文粹 卷四、116為入道前太政大臣辭職並封戸准三宮第四表、大江匡衡)方今安不忘危、賞還如罰。(方に今、安けれども危ふからむことを忘れず、賞は還りて罰の如し。)○藏人頭之叙三位者、濟時卿超次任參議 藤原濟時は非參議從三位から天祿元年(九七〇)八月五日參議となり、既に正四位下參議であつた藤原齊敏・源延光・藤原元範を超えた。○勘解由長官之有勤節者、常嗣卿年中任參議 藤原常嗣は天長八年(八四〇)一月二十三日任勘解由長官、七月十一日任參議。○大弁之削官爵者、正躬王更任參議 正躬王は承和七年(八四〇)八月八日任參議、同九年正月十三日兼左大弁。同十三年正月十三日左大弁を解任、十一月六日法隆寺僧善愷等の愁訴により官位を除かる。同十五年治部卿、從四位下。貞觀三年(八六一)正月十三日更任參議。○返三五之朝、拳二八之臣(本朝文粹 卷六、161申越前尾張等守状、大江匡衡)当今之時、政返淳素。三五之化漸彰、二八之臣如旧。(当今の時、政淳素に返る。三五の化漸く彰はれて、二八の臣旧きが如し。)○三五 三皇五帝。(文選 卷一、東都賦、班固)勳兼乎在昔、事勤乎三五。(李善註)史記、楚子西曰、孔丘述三五之法、明周召之業。春秋元命苞曰、伏羲女媧神農為三皇。史記五帝本紀曰、黃帝顓頊帝嚳帝堯帝舜也。(勳在昔を兼ね、事三五に勤めたり。(李善註)史記に、楚の子西曰はく、孔丘三五の法を述べて、周召の業を明かにす。春秋元命苞に曰はく、伏羲・女媧・神農を三皇と為す。史記五帝本紀に曰はく、黃帝・顓頊・帝嚳・帝堯・帝舜なり。)○二八 八元と八愷。(文選 卷十五、思玄賦、張衡)幸二八之還虞兮、嘉傳説之生殷。(旧註)二八、八愷八元也。還、遇也。(李善註)左氏伝、季孫行父曰、昔高辛氏有才子八人、伯奮、仲堪、叔獻、季仲、伯虎、

仲熊、叔豹、季狸。言此八人、忠、肅、恭、懿、宣、慈、惠、和。天下之民、謂之八元。元、善也、長也。八愷者、高陽氏有才子八人、蒼舒、隤鼓、櫛戴、大臨、庭堅、仲容、叔達。言此八人、齊、聖、広、淵、明、允、篤、誠。天下之民、謂之八愷。(二八の虞に還へるを幸とす、傳説の殷に生れたることを嘉ぶ。〔旧註〕二八は八愷八元なり。還は遇なり。〔季善註〕左氏伝(文公十八年)に、季孫行父曰はく、昔高辛氏に才子八人有り、伯奮、仲堪、叔獻、季仲、伯虎、仲熊、叔豹、季狸。此の八人を言へば、忠、肅、恭、懿、宣、慈、惠、和なり。天下の民、之れを八元と謂ふ。元は善なり、長なり。八愷なる者は、高陽氏に才子八人有り、蒼舒、隤鼓、櫛戴、大臨、庭堅、仲容、叔達。此の八人を言へば、齊、聖、広、淵、明、允、篤、誠なり。天下の民、之れを八愷と謂ふ。) 〓八元八愷の賢人たちが帝舜の代に生まれあわせたことを幸いと思ひ、傳説が殷の時代に生まれたことを羨ましく思う。〇豈忘遺躬於暫時 どうして靴を脱ぎ捨てたことを少しの間も忘れることがあろうか。〔遺躬〕とは「陛下」(一条天皇)の幼少時に在国が侍臣として奉仕したことを言うか。在国は一条天皇の東宮時代からの侍臣。〇遺躬 靴を脱ぎ捨てる。(西京雜記 卷四) 梁孝王子賈從朝。年幼。竇太后欲強冠婚之。上謂王曰、兒堪冠矣。王頓首謝曰、臣聞、礼二十而冠、冠而字、字以表德。自非顯才高行、安可強冠之哉。帝曰、兒堪室矣。餘日賈朝。至闔而遺其躬。帝曰、兒真幼矣。白太后未可冠婚之。(梁の孝王の子賈從朝す。年幼し。竇太后、強ちに之れに冠婚せむと欲す。上、王に謂ひて曰はく、兒冠するに堪へたり、と。王頓首して謝して曰はく、臣聞く、礼は二十にして冠す、冠して字つく、字は以つて徳を表す。顯才高行に非ざるよりは、安んぞ強ひて之れに冠す可けむや、と。帝曰はく、兒冠するに堪へたり、と。餘日帝又た曰はく、兒室するに堪へたり、と。王頓首して曰はく、臣聞く、礼は三十にして室有り。兒年蒙悼にして、未だ人父の端有らず。安んぞ強ひて室す可けむや、と。帝曰はく、兒室するに堪へたり、と。餘日賈朝す。闔に至りて其の躬を遺つ。帝曰はく、兒真に幼なり、と。太后に白して、未だ之れに冠婚せしむ可からずとまをす。) 〇盍有絶纓於暗夜 どうして暗い夜に冠纓を絶たれた者を赦さないのか。過ちを犯した者に対して、どうして寛大な措置を取らないのか。〔絶纓〕は在国の「惰倦」による失態。正暦二年(九九一)二月二日、大膳厲秦有時殺害の事に坐して官位を剥奪されたことを指すか。〇絶纓 冠のひもを切る。(蒙求376) 楚莊絶纓(古註) 説苑、楚莊王、賜群臣酒。日暮酒酣、燈燭滅。有引美人衣者。美人援絶其冠纓。告王趣火視之。王曰、賜人酒、使醉失礼。奈何欲顯婦人之節而辱士乎。乃令群臣皆断纓、然後出燈、尽權而罷。後晉與楚戰。有一臣常在前、却敵卒勝之。王怪問。乃夜絶纓者。(説苑に、楚莊王、群臣に酒を賜ふ。日暮れ酒酣にして、燈燭滅す。美人の衣を引く者有り。美人、其の冠纓を援さ絶つ。王に告げて、火を趣し之れを視むとす。王曰はく、人に酒を賜ひて、酔ひて礼を失はしむ。奈何ぞ婦人の節を顯さむと欲して士を辱しめむや、と。乃ち群臣をして皆な纓を絶たしめ、然る後に燈を出だし、權を尽くして罷む。後、晉と楚と戦ふ。

一臣有りて常に前に在り、敵を却け卒に之れに勝つ。王怪しみて問ふ。乃ち夜纓を絶つ者なり。○漢高帝之至聖、厚賞沛中之故老〔史記、高祖本紀〕（漢十二年）高祖還帰、過沛留、置酒沛宮。悉召故人父老子弟縱酒。（高祖、還り帰り、沛に過ぎりて留まり、沛の宮に置酒す。悉く故人・父老・子弟を召し、酒を縦にせしむ。○唐太宗之最賢、猶懸床之上病臣在国が病臥していたことを暗示する。末尾の「瘴煙適霽」に呼応する。〔貞觀政要卷六、仁惻〕貞觀十九年、太宗征高麗、次定州。有兵士到者、帝御州城北門樓撫慰之。有從卒一人、病不能進。詔至床前、問其所苦、仍勅州県医療之。是以將士莫不欣然願從。（貞觀十九年、太宗高麗を征し、定州に次る。兵士の到る者有れば、帝州城北の北門樓に御して之れを撫慰す。從卒一人有り、病みて進むこと能はず。詔して床前に至り、其の苦しむ所を問ひ、仍ほ州県の医に勅して之れを療せしむ。是を以つて將士欣然として従ふを願はざる莫し。○最賢〔孔子家語卷三、賢君〕哀公問於孔子曰、当今之君、孰為最賢。孔子対曰、丘未之見也。（哀公孔子に問ひて曰はく、当今の君、孰れをか最も賢なりと為す、と。孔子対へて曰はく、丘未だ之れを見ざるなり、と。○木幡 木幡（山城国宇治郡）には冬嗣以下藤原氏歴代の墓所がある。○法興院中、空湫紅涙於秋雨、木幡山下、独戴白骨於曉雲 永祚二年（九九〇）七月二日撰政太政大臣藤原兼家薨す。八月十二日藤原道隆、兼家の四十九日法事を法興院に営む。〔小右記、永祚二年七月九日条〕今夜、入道殿御葬送云々。〔小右記、永祚二年八月十二日条〕故入道殿七々御法事於法興寺被行云々（以二条院号法興寺）。〔榮花物語卷三、さまざまのよろこび〕大國（兼家）の御惱、よろづかひなくて、七月二日うせさせ給ひぬ。・・もとより心よせおほし思ひきこえさせたりければ、有國は粟田殿（道兼）の御方にしばしば参りなどしければ、撰政殿（道隆）、心よからぬさまにおほしたまはせけり。さるは入道殿の、有國・惟仲をば左右の御眼と仰せられけるを、きめられ奉りぬるにやと、いとをしげなり。二条院をば法興院といふに、この御忌のほど、多くの仏造り出で奉りて、寢殿におはしまさせ給ひて、八月十餘日御法事やがてそこにてせさせ給ふ。○法興院〔拾芥抄、諸寺部〕法興院（二条北、京極東一町。大入道殿第、後為堂。○湫紅涙「湫」、底本「救」に作る。国史大系『朝野群載』は神宮文庫所藏宮崎文庫本の傍書により「湫」に改めてゐる。これに従う。○初解兩龜而留一官 永祚二年八月三十日、從三位に叙されたため、藏人頭・右大弁の職を解かれたことを言う。○後為庶人而削三品 正曆二年（九九一）二月二日、大膳属秦有時殺害の事に坐して官位を止められたことを言う。○瘴煙適霽、再望聖日之光 病いがたまたま快復して、再び臣下として天皇に仕えることができるようになった。「瘴煙」は中国南方、炎熱の地の毒氣。転じて、病いの意。〔白居易、2762何処難忘酒七首其七〕半面瘴煙色、滿衫鄉淚痕。（半面瘴煙の色、滿衫鄉涙の痕。〕「聖日」は神聖な太陽。転じて、天皇を言う。○死灰更燃 冷たくなった灰がもう一度燃えだす。衰えた者が復活する喻え。〔史記、韓長孺（韓安國）伝〕安國坐法抵罪。蒙獄吏田甲辱安國。安國曰、死灰独不復然乎。田甲曰、然即溺之。（安國法に坐し罪に抵る。蒙の獄吏田甲安國を辱しむ。安國曰はく、死灰独り復た然えざらむや、と。田甲曰はく、然ゆ

れば即ち之れに溺せむ、と。」

勘解由長官従三位藤原朝臣は恐れ謹んで申し上げる。

特に大いなる慈悲をいただき、大弁・藏人頭・勘解由長官を勤めた勞に依つて參議に任命されんことを請う奏状。

謹んで先例を調べてみると、公卿は誰もが希望できるわけではなく、その人選には候補者の制限が設けられている。大弁・藏人頭は順番を待つて公卿に登用される。左近衛中将で年勞のある者は、時として拔擢される。良吏で五箇国を経験して功績の適った者や、式部大輔で天皇の侍読を務めた者もまた公卿に任じられる。これは聖天子が世々を重ねて示してきた良き慣例であり、帝王が百代にわたつて守つてきた規定である。在国は天性愚かであるにも拘わらず、(何を間違つたか)これら頭要の官職を経験している。右大弁、藏人頭、勘解由長官、春宮亮は全て同時期に拜命していた官職である。一条天皇がお生まれになつてから即位されるまで、私は長い間、母后に当たたる東三条院(詮子)の別当となり、大小と無く多くの雜事を取り仕切つてきた。仏神に対する祈禱や勤行については、他の誰よりも熱心にこれを行なつた。近年の事例を挙げれば、一条天皇がたび重なる神社の行事等の御願に対して、春日社に行幸して報賽(かえりもうし)されたときには、入道太相国(藤原兼家)の教命を受け、二晩の間、行程の難所である外池(巨椋池)・洛東河水(桂川)を御輿が無事に通行できるようにと願つて、夜半に神仏に祈請したことがあつた。相国(兼家)は私の愚かしいまでの忠義心を良く理解し、(春日社行幸の直後に正四位下右大弁、その後、春宮権亮、勘解由長官、藏人頭と)順次昇進させてくれた。天の神に向かつて誓いを立てたことに対して、神が自ずと私の誠意を証明してくれたのだらう。もし藏人頭が必ず參議になれるというのであれば、在国こそ当朝の藏人頭ではないか。もし弁官の勞によつて參議の望みが叶うというのであれば、在国こそ明時の右大弁ではないか。位階は造作や行事の功賞によつて与えられるものである。(ところが、従三位に加階されると同時に藏人頭・右大弁から外され、參議になる機会が奪われたことから考えると、位階を与えられることは)恩恵のようでもあり、刑罰のようでもある。」(第一段)

さらに先例を調べてみると、藏人頭で三位に叙され(藏人頭を辞し)た者の中では、藤原濟時が上位の者を超えて參議に任じられたことがある。勘解由長官で勤勉の者では、藤原常嗣が(勘解由長官になつた)同年中に參議に任じられたことがある。大弁で官職位階を剥奪された者では、正躬王が改めて參議に任じられたことがある。まさに今、三皇五帝の時さながらの質朴の政治に返り、臣下には八元八愷に比すべき才子が居並んでいる。(それに引き換え)在国は疲れた老いほれではあるけれども、陛下は、どうして靴を脱ぎ捨てたこと(在国が幼少時に親しくお仕えしえたこと)を片時も忘れることがありませんか。在国は怠惰ではあるけれども、陛下はどうして暗い夜に冠纓を絶たれたこと(在国が犯してしまつた些細な罪)を赦してくれないのでしょうか。漢の高祖が聖人であつた証拠に、故郷の沛の故老たちを手厚くねぎらつた

ではありませんか。唐の太宗が賢人であった証拠に、病床の兵卒を慰撫したではありませんか。(聖賢の誉れ高い陛下ならば、これと同様に在国を優遇していただきたい。)(第二段)

それに加えて、今は亡き入道太相国(藤原兼家)は天皇の外祖として重き信頼を勝ち得て、准三宮の待遇を与えられた方である。朱雀院の時、藤原朝忠卿が天曆六年に参議となり、また太皇太后宮(村上母、藤原穩子)の時、源兼忠卿が天曆八年に参議となったのは、そのとき付帯していた官職とは関わりなく、ただ木幡で葬送に奉仕している姿が同情を誘ったからである。円融院の時には、木幡で奉仕した菅原輔正卿も先例に従って三位に叙されている。在国は、入道太相国が薨じたとき、法興院の四十九日の法要では、秋雨の中で空しく紅涙を灑ぎ、木幡山下では、ひとり明け方に白骨を戴く身であった。(三宮と同じ扱いを受けていた兼家公の葬送時に、在国は献身的に奉仕したのだから、先例に従って参議に任じて欲しい。)その後、十日も経たないうちに、雨露の恩沢は潤いを失った。初めは藏人頭・右大弁の両官を解かれ、勘解由長官にだけは留め置かれたけれども、後には(大膳属奏有時殺害の事に坐して)庶人に落とされ、三位という位階も剥奪された。その後、官位を復活させることができたことだけが、せめてもの天の救いであった。まして今、在国は病いがたまたま癒えたことで、再び臣下として天皇に仕えることができるようになり、冷えた灰がもう一度燃えだすかのように息を吹き返すことができたのも、さいわい天子の仁風に扇がれたからであろう。望み請うことは、天子の慈悲によって、曲げて憐れみを賜り、朝議に参加して最後の奉公に励みたいと思うばかりである。在国誠惶誠恐謹言。(第三段)

長保元年六月廿四日、前勘解由長官従三位藤原朝臣在国

(3) 拙稿『朝野群載』巻十三の問題点(『藝文研究』第百四号、慶應義塾大学藝文学会、二〇一三年六月)を参照されたい。

〔附記〕

本稿は、二〇一六年九月二十五日、東京・成城大学で開催された第三十五回和漢比較文学会大会に於ける同題の口頭発表に基づくものである。藤原在国の申文の読解に当たっては、小原仁、高田義人、長瀬由美の各氏より懇切な御教示をいただいた。厚く御礼申し上げます。